

平成 26 年度

常葉大学 静岡キャンパス 水落校舎

聴講生 募集要項



## 1 聴講生を募集する授業科目

「災害と法」（法学部法律学科専門基礎科目 2 単位）

※開講日時を記載した募集案内や授業内容・計画等を記載したシラバスは、常葉大学ホームページで閲覧できます。また、本学在学生が優先となりますので、聴講にあたっては本学の学生の人数等により、受講できないことがあります。

## 2 聴講許可の時期及び期間

- (1) 聴講許可の時期 平成26年9月  
(2) 聴講期間 平成26年9月～平成27年1月まで

## 3 出願資格

以下の項目のいずれかに該当する者。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者  
(2) 教授会において、前号に規定する者と同等以上の学力があると認めたもの  
(3) 上記の他、聴講に必要な学力があると学長が認めた者

## 4 出願期間

平成26年8月1日（金）～平成26年8月25日（月）

郵送により出願する場合、出願期間内の発信局日付印のある郵便に限り受理します。

持参の場合は、次に記載している【出願書類提出先・問い合わせ先】に提出してください。

窓口業務時間は、平日8時45分から16時半まで、土曜日8時45分から13時までです。

一度受理した書類等は、いかなる理由があっても、これを還付しません。

## 5 出願方法

下記の出願書類〔1〕～〔6〕を提出してください。

### 【出願書類】

- 〔1〕聴講生願書（本学所定の用紙）※捺印もれのないように提出してください。  
〔2〕履歴書（市販のもの）  
〔3〕公的機関が発行する運転免許証や保険証等の身分（住所、氏名等）を証明できる書類の写し  
〔4〕聴講期間を満たす在留資格を有することを証する書類（外国人のみ）  
〔5〕誓約書（本学所定の用紙）  
〔6〕顔写真1枚（縦3.0cm×横2.4cm）※聴講生証用に使用しますので、聴講生願書に添付したものとは別に1枚用意してください。

### 【出願書類提出先・問い合わせ先】

常葉大学 静岡キャンパス 水落校舎 水落事務課（教務担当）

〒420-0831 静岡市葵区水落町1番30号

TEL 054-297-3200（代表）

FAX 054-297-3213

MAIL mz-kyoumu@sz.tokoha-u.ac.jp

## **6 選 考**

提出書類・希望者数等により審査し、許可・不許可を通知します。

## **7 感講手続**

感講が許可された方には、後日「感講許可及び授業料請求書」を郵送いたします（今年度は9月11日に郵送する予定です）。授業初日（9/13）にそれをお持ちの上、大学の券売機で発行する証紙を添付した上で、事務課（教務担当）窓口にご提出ください。なお、授業初日に来校できない場合は、遅くとも9月27日までには手続きを完了してください。

## **8 授業料**

授業料は、1単位あたり7,500円です。「災害と法」は2単位科目なので15,000円となります。

●授業料の他、教育に必要な費用は、別にこれを徴収することがあります。

●一旦納付された授業料及びその他の納付金は、いかなる理由があっても還付しません。

## **9 感講生証の交付**

授業料の納付が完了された方には感講生証を交付しますので、感講される際は必ず感講生証を携帯してください。

## **10 休講等**

- ・休講の場合、原則として個別連絡はしませんので、常葉大学ポータルサイトにてご確認ください。（ポータルサイトの操作方法については、感講初日にお伝えします。）
- ・静岡県中部南または中部北において暴風警報が午前7時の時点で発令されている場合は、1・2限の授業は休講となります。また、午前11時までに暴風警報が解除されていなければ、終日休講となります。

## **11 成績等**

感講生は試験がありませんので、受講科目の単位（成績）を修得することはできません。ただし、感講した旨の証明書の交付を受けることができます。

## **12 その他**

- ・自家用車・バイクでの通学はできませんので、公共交通機関をご利用ください。なお、自転車で通学される方は、事前に事務課までご連絡ください。
- ・感講生が、本大学の諸規程に反する行為又は本学の秩序を乱したと認められる行為をした場合は、感講の許可を取り消します。
- ・外国人が本学の感講生になることで、「留学」ビザを取得することはできません。

※個人情報の取扱いについて

出願及び手続き書類等による個人情報は、感講生選考手続きとそれに関連する事項にのみ利用します。

## [学校法人 常葉学園 個人情報保護指針]

本学園では、園児・児童・生徒・学生・患者並びに教職員の個人情報データベース等を、教育・医療・研究の活動及び支援に必要な業務を遂行するために利用します。

一方、日本国憲法第三章国民の権利と義務における基本的人権の享有と性質(第十一條)及び個人の尊重、生命・自由・幸福の追求の権利の尊重(第十三條)の立場から、プライバシーを中心とする個人情報は適切な管理のもと保護されなければなりません。

本学園では、個人情報の保護に関する法律の他、文部科学大臣並びに厚生労働大臣が定める指針及び地方公共団体が講ずる措置等を遵守し、個人情報の保護に努めます。

また、個人情報保護規定及び学校・病院別取扱要項を策定し、情報の収集及び教職員の研修を通じ、個人情報取扱事業者の義務として取組を適宜見直し、継続的な改善を行い、常に個人情報の適正な利用と保護に努めます。